

防防調第 2 2 2 8 号  
1 6 . 3 . 1 6  
一部改正 防防調第 7 4 9 0 号  
1 8 . 7 . 3 1  
一部改正 防防調第 3 2 5 号  
1 9 . 1 . 9  
一部改正 防防調第 8 1 5 7 号  
1 9 . 8 . 2 8  
一部改正 防防調第 1 8 4 0 1 号  
2 6 . 1 2 . 1 0  
一部改正 防官文(事)第 1 8 号  
2 7 . 1 0 . 1  
一部改正 防防調(事)第 1 9 0 号  
令和 3 年 7 月 1 日

大 臣 官 房 長  
各 局 長  
施 設 等 機 関 の 長  
各 幕 僚 長 殿  
情 報 本 部 長  
技 術 研 究 本 部 長  
装 備 本 部 長  
防 衛 施 設 庁 長 官

事 務 次 官

市ヶ谷庁舎A棟における秘密文書不正持ち出し防止装置の設置及び運用について（通達）

標記について、市ヶ谷庁舎A棟においては、防衛省の中核組織として重要な秘密文書が保管されており、高度の秘密保全措置が求められているところである。昨今の情勢変化に伴い、防衛省・自衛隊の重要な任務が増加してきている現状にかんがみ、下記の通り、市ヶ谷庁舎A棟に秘密文書不正持ち出し防止装置を設置し、運用することとされたので通達する。

## 記

### 1 目的

本通達は、市ヶ谷庁舎A棟の秘密保全体制を強化するため、市ヶ谷庁舎A棟各出入口に設置する秘密文書不正持ち出し防止装置の運用等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 用語の定義

本通達に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 秘密文書 秘密（秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号。以下「省秘訓令」という。）第2条第1項に規定する秘密、防衛装備庁における秘密保全に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第26号。以下「秘庁訓令」という。）第16条第1項又は第7項ただし書きに規定する秘密、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密又は日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する特別防衛秘密をいう。）に係る文書、図画又は物件をいう。
- (2) 秘密文書不正持ち出し防止装置 市ヶ谷庁舎A棟各出入口に設置され、シールタグに反応し、警報を吹鳴する装置をいう。
- (3) シールタグ 秘密文書不正持ち出し防止装置に反応するシールタグをいう。
- (4) 保全責任者等 省秘訓令第4条第1項、秘庁訓令第4条第1項、特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第38号。以下「特別防秘訓令」という。）第4条第1項及び防衛装備庁における特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第25号。以下「特別防秘庁訓令」という。）第4条第1項に規定する保全責任者並びに特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号。以下「特定秘訓令」という。）第5条第3項及び防衛装備庁における特定秘密の保護に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第27号）。以下「特定秘庁訓令」という。）第5条第3項の規定に基づき指名される保護業務担当者の業務を総括する責任者をいう。
- (5) 警備員 大臣官房会計課の職員であって、市ヶ谷庁舎A棟各出入口において庁舎警備業務についている者をいう。

### 3 秘密文書不正持ち出し防止装置設置場所

市ヶ谷庁舎A棟1階北出入口、1階南出入口、地下1階東出入口及び地下1階厚生棟側出入口（別図第1及び別図第2のとおり）

### 4 シールタグの貼付

- (1) 保全責任者等は、市ヶ谷庁舎A棟内の保管容器に保管する秘密文書（一時的に保管するものを除く。以下「保管秘密文書」という。）に対し、シールタグを貼り付けなければならない。
- (2) シールタグは、文書については裏表紙に、図画については裏側に、物件については

適当な場所に貼り付けるものとする。ただし、やむを得ないときは、他の場所に貼り付けることができる。

- (3) 保全責任者等は、定期検査及び臨時検査（省秘訓令第48条、秘庁訓令第50条、特別防秘訓令第47条、特別防秘庁訓令第46条、特定秘訓令第31条及び特定秘庁訓令第31条に規定する定期検査及び臨時検査をいう。）の際、シールタグの貼付状況を確認するものとする。
- (4) 職員は、関係規則に基づき、秘密文書の秘密区分が解除され、若しくは要件を欠くことによって、当該秘密文書が秘密文書でなくなった時、又は秘密文書を破棄し、若しくは廃棄するときは、シールタグを破棄しなければならない。
- (5) 職員は、前項に掲げる場合を除き、シールタグの効果が失われ、又は弱められることのないようにしなければならない。

## 5 秘密文書不正持ち出し防止装置の運用要領

### (1) 職員の義務

- ア 職員は、本条に定める秘密文書不正持ち出し防止装置の運用に関し、協力しなければならない。
- イ 職員は、保管秘密文書を市ヶ谷庁舎A棟外に持ち出す時は、別記様式第1の秘密文書持ち出し証明書及び秘密文書持ち込み書に必要事項を記入し、保全責任者等の許可を受けなければならない。
- ウ 職員は、保管秘密文書を市ヶ谷庁舎A棟外に持ち出すために市ヶ谷庁舎A棟の各出入口を通過する際には、前号の許可を受けたことを証明する別記様式第1の秘密文書持ち出し証明書を秘密文書持ち込み書から切り離し、警備員に提出しなければならない。
- エ 職員は、前号の規定により市ヶ谷庁舎A棟外に持ち出した保管秘密文書を市ヶ谷庁舎A棟に持ち込むために市ヶ谷庁舎A棟の各出入口を通過する際には、前号の規定により切り離された秘密文書持ち込み書を警備員に提出しなければならない。

### (2) 運用要領

- ア 防衛政策局調査課は、大臣官房会計課及び市ヶ谷庁舎A棟内各機関の秘密保全担当所属と協力し、秘密文書不正持ち出し防止装置を運用するものとする。
- イ 警備員は、(1)ウ又はエの規定により職員から秘密文書持ち出し証明書又は秘密文書持ち込み書を提出された場合を除き、各出入口を出入りする職員の通行によって秘密文書不正持ち出し防止装置が反応した場合には、当該通行に係る者を呼び止め、当該装置の誤作動でない場合には、当該通行に係る者の所属、氏名等を確認するとともに、防衛政策局調査課に通報するものとする。
- ウ 前号の通報を受けた防衛政策局調査課は、関係する秘密保全担当所属と協力し、事実関係を確認するものとする。なお、休日、夜間等のため早急に事実関係を確認する体制がとれない場合には、警備員は、当該通行に係る者が職員の場合は別記様式第2の申告書の必要事項を、職員以外の者の場合は別記様式第3の連絡表を記入し、提出するよう求めるものとする。
- エ 警備員は、秘密文書不正持ち出し防止装置の反応に係る者がイ又はウに規定する

ことに協力しなかった場合及び秘密文書不正持ち出し防止装置に係る問題等が発生した場合には、別記様式第4の通知書を作成するものとする。

オ 大臣官房会計課は、警備員が提出を受けた（1）ウに規定する秘密文書持ち出し証明書、（1）エに規定する秘密文書持ち込み書並びに（2）ウに規定する申告書及び連絡表、並びに警備員が作成した（2）エに規定する通知書を防衛政策局調査課に提出するものとする。

（3）業務の委託

大臣官房会計課は、（2）に規定する業務を外部に委託することができる。

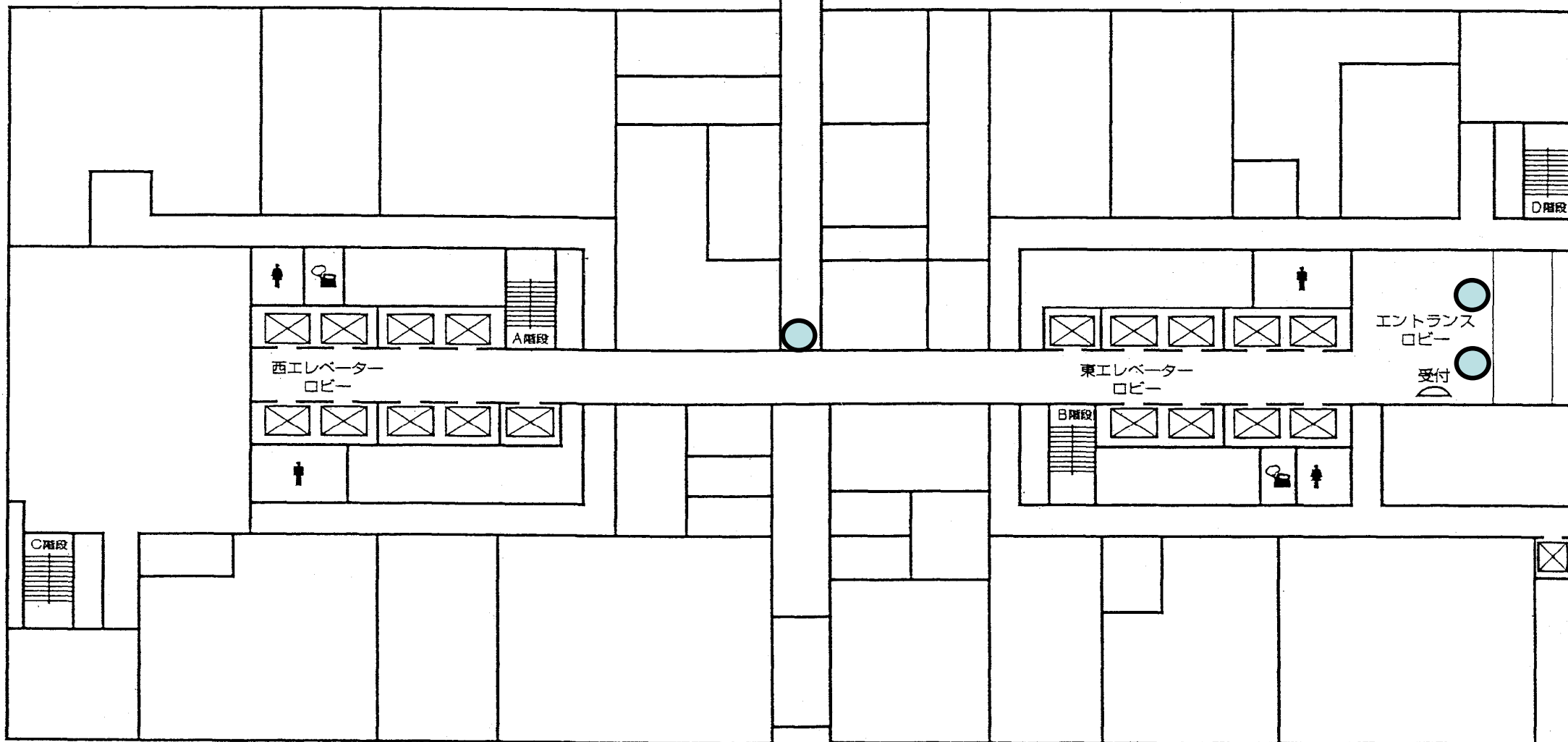
附 則

この通達の施行の際、現に第5項第1号の規定により許可又は提出されている施行前の別記様式第1の秘密文書持ち出し証明書及び秘密文書持ち込み書は、この通達による改正後の別記様式第1の秘密文書持ち出し証明書及び秘密文書持ち込み書とみなす。

厚生棟

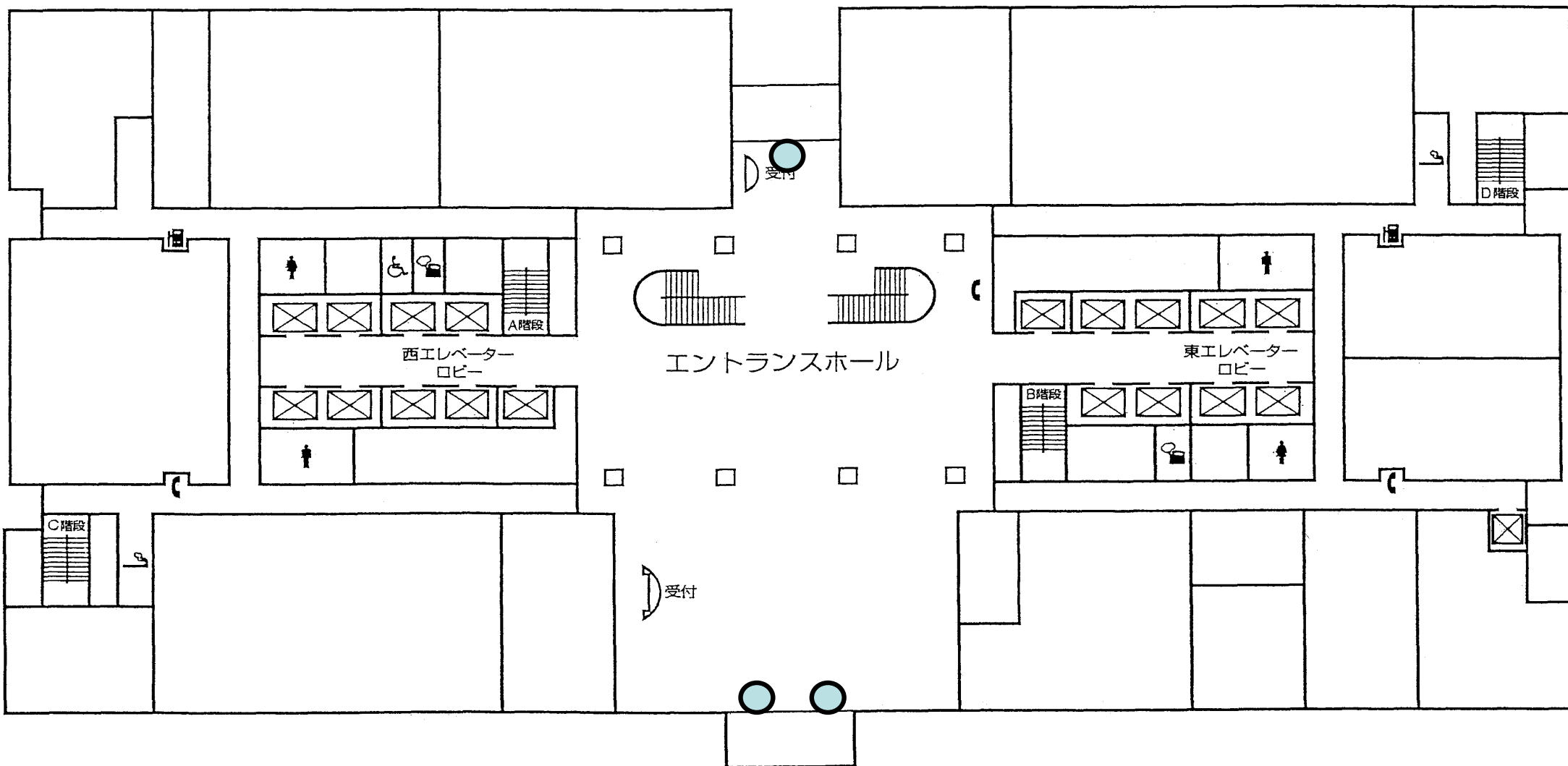


B1階



●: 設置場所 (1セット)

# 1階



●: 設置場所 (1セット)

## 秘 密 文 書 持 ち 出 し 証 明 書

持 出 者	所 属	官 職	氏 名	連 絡 先
	秘 密 文 書 登 録 番 号			部 数
1				
2				
3				
持 出 日	年 月 日			
持 込 予 定 日	年 月 日			
持 出 理 由				
持 出 許 可	許可年月日 年 月 日 保全責任者 (自署) 保護業務担当者 (責任者) 官職・氏名			

## 秘 密 文 書 持 込 込 み 書

持 込 者	所 属	官 職	氏 名	連 絡 先
	秘 密 文 書 登 録 番 号			部 数
1				
2				
3				
持 出 日	年 月 日			
持 込 日	年 月 日			
持 込 許 可	許可年月日 年 月 日 保全責任者 (自署) 保護業務担当者 (責任者) 官職・氏名			

出口名

立会者名

## 申告書

1 あなたは、秘密文書を持ち出し（持ち込み）していますか？ はい いいえ

2 1の回答で「はい」の場合

○ 持ち出し（持ち込み）している秘密文書の登録番号及び部数をご記入ください。

登録番号： \_\_\_\_\_ 部数 \_\_\_\_\_ 部 登録番号： \_\_\_\_\_ 部数 \_\_\_\_\_ 部

登録番号： \_\_\_\_\_ 部数 \_\_\_\_\_ 部 登録番号： \_\_\_\_\_ 部数 \_\_\_\_\_ 部

○ 秘密文書を持ち出し（持ち込み）理由をご記入ください。

○ 秘密文書を持ち出し（持ち込み）しているのに、「持ち出し証明書（持ち込み書）」を保持していない理由をご記入ください。

3 1の回答で「いいえ」の場合

○ 秘密文書を持ち出し（持ち込み）していないのに、警報がなつたと考えられる要因をご記入ください。

上記内容に、相違ないことを申告します。

1 年月日：令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分

2 氏名： \_\_\_\_\_

3 所属： \_\_\_\_\_

4 連絡先： \_\_\_\_\_

(注) 本件内容に関し、後日担当者が確認させていただきます。



## 連 絡 表

連番	年月日	氏 名	立入証番号	会社名	連絡先	訪問先 (内線)	担当者
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

(ご記入にあたって)

- ご記入は任意によるものであり、強制ではありません。

通 知 書

1 人物の特徴

① 氏 名 : \_\_\_\_\_  
② 所 属 等 : \_\_\_\_\_  
③ 性 別 : 男性 女性  
④ 年 齢 : 約 \_\_\_\_\_ 歳  
⑤ 身 長 : 約 \_\_\_\_\_ cm  
⑥ 体 型 : \_\_\_\_\_  
⑦ 服 装 : \_\_\_\_\_  
⑧ 所 持 品 : 有 ( \_\_\_\_\_ )、無

(※①及び②が確認できた場合、③～⑥の記述は不要)

2 警報装置吹鳴時の当該人物の対応

① 事象生起日時  
令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分～ \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分

② 警報装置が吹鳴した時、当該人物は呼び止めに応じましたか？ はい いいえ

③ ①で「はい」の場合  
当該人物はゲートの再通行の求めに応じましたか？ はい いいえ

④ 当該人物から特異な言動があれば記述してください。

-----

1 現 認 者 : \_\_\_\_\_  
2 年 月 日 : 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
3 連 絡 先 : \_\_\_\_\_

(注1) 警報が吹鳴したにも係わらず、呼び止めた人物が止まらなかった場合や事情の確認に応じなかった場合記載してください。

(注2) 決して無理はせず、現認したままを記載してください。

(注3) 本件内容に関し、後日担当者が確認させていただきます。